

平成18年4月2日から平成19年4月1日までに
生まれた人とその保護者様

岐阜市保健所

日本脳炎予防接種のお知らせ

日本脳炎予防接種の積極的な勧奨が差し控えられていた間（平成17年5月30日～平成22年3月31日）に接種できなかった方への特例として、20歳になるまでの間、日本脳炎予防接種を無料で受けることができます。まだ、これまでに4回の接種を完了していない場合は、この機会に接種してください。

※本状と行き違いで、すでに接種が完了している場合はご容赦ください。

すでに接種された場合は、再接種の必要はありませんので、今回改めて接種しないよう、お気をつけください。



1 対象者

平成18年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人であって、日本脳炎予防接種を4回（第1期3回、第2期1回）完了していない人
※接種時に、岐阜市に「住民登録」をしている（住民票のある）人に限ります。

2 接種期間

20歳の誕生日の前日まで（20歳未満）

3 接種方法

- 委託医療機関で接種してください。

※岐阜市外の医療機関で、接種を希望される人は、必ず下記担当までご連絡ください。（接種前の手続きに2週間ほどかかる場合があります。）

詳しくは、岐阜市ホームページ（ページ番号1004445）をご覧ください。

- 医療機関に持参するもの

①日本脳炎予防接種予診票

②母子健康手帳

③健康保険証など、岐阜市に住所があること及び生年月日がわかるもの

- 予診票がお手元にはない場合は、保健センターで再発行できます。

（その場合は、岐阜市に住んでいることがわかるもの、母子健康手帳をご持参ください。）

※原則、妊娠中や妊娠の可能性がある場合には接種できませんので、必ず医療機関でご確認のうえ接種してください。

4 注意

このお知らせは、令和6年5月現在の住民基本台帳に基づいて送付しております。

※転出されたなど岐阜市外に住民票がある方は、住民登録している市区町村に詳細をお尋ねください。



市内の委託医療機関一覧を
ご覧いただけます。

岐阜市

【お問い合わせ先】 岐阜市保健所 感染症・医務薬務課

電話(058)252-7187